

米 国

更新間近の GSP

ジェトロ海外調査部米州課長 山田 良平

開発途上国の対米輸出にかかる米国の関税を原則としてゼロとする一般特惠関税制度（GSP）は現在失効中だが、遅くとも2015年9月末には再開される見込みである。しかも失効期間のGSP利用については、遡及適用される形で更新されるとみられる。同制度を利用する企業の国籍は問われないため、適用対象国に進出している日本企業も、対米輸出の際には利用することができる。

対象国の見直しも進まず

2013年7月末に失効した米国のGSPは、更新されないままほぼ2年が経過した。特惠制度供与に伴う関税収入の減少分をどう埋め合わせるかという点で、議会内の合意が成らなかったことが失効の理由である。前回の更新時も同様に、失効してから10カ月後の11年10月に法が成立して更新されたという経緯がある。「議会採決さえ行われればいつでも可決する」といわれ続け、いずれ遡及の上で更新されるという期待もあって、惰性的に制度失効の状態が続いた。

対象国の原産品であれば、企業の国籍は問わず同制度を利用できるため、対象国に進出する日系企業でも対米輸出においてGSPを使うことが多い。開発途上国の中には米国との自由貿易協定（FTA）締結は現実的ではない国もある。そうした国は対米輸出の際、関税が減免されるGSPに頼ることになる。

他方、カナダやEUなど他の先進国は近年、GSPの対象国を絞り込む方向で制度改正を行っている。これは、世界銀行の定義で高・中所得国と認定されるなど一定以上の発展を遂げた国はGSP適用から除外し、「卒業」させるとの考えに基づく。だが、政治の停滞から対象国を見直す余裕がない米国では、後発開発途上国を含む129の国・地域を対象としながら、根拠法

にある有効期限を書き直すだけの更新が続く。15年1月、175あるうちの72カ国・地域を一気に対象国から「卒業」させたカナダとは好対照である。米国では、インド、ブラジル、タイ、インドネシアなどをGSP卒業とすべきではないかと10年近く前から議論されながら、実際の見直しは一向に進んでいない。目下、有効期限の書き直しすらできず失効状態を放置している。

米国内でも、産業界などからは更新を求める声が多く聞かれる。更新を強く主張する「GSPのための連盟」によると、15年4月現在、米国商工会議所など30の業界団体と661社の企業が更新を求めている。661社の州別内訳は、カリフォルニア州（85社）、ニューヨーク州（65社）、ニュージャージー州（64社）の3州が上位を占める。業種別では、宝石、建材、自動車部品、化学品、食品、物流などの分野で、輸入ビジネスに携わる小規模の企業が多い。

失効中でも利用する理由

現時点で制度自体は失効状態にある。そのため、対米輸出には一般税率を支払うことになるのだが、それでもGSP利用申請の継続は重要だ。一般関税適用分の税収は第三者預託の形で保管されており、GSPが遡及条項を含んで更新された場合には、預託されている税額が戻ってくるからである。有効期限を越えた後、更新された過去のケースでは、いずれの時も遡及条項を含んでいた。

どの国がどの品目でGSPを利用しているのか、統計面から分析してみた。全体の利用額は、184億ドル（14年）、前年比で2.4%伸びた。例えばアルメニアは対米輸出9,623万ドル（14年）のうち、主要品目アルミニウムを含む8,132万ドル分がGSP利用となって

表 GSP の利用率 (2014年)

(単位: 100万ドル)

国名	GSP による対米輸出	GSP 利用率
南アフリカ共和国	1,342	16.2%
トルコ	1,127	15.3%
アンゴラ	769	13.4%
フィリピン	1,307	12.9%
タイ	3,455	12.7%
インド	4,419	9.8%
インドネシア	1,591	8.2%
スリランカ	177	6.6%
ブラジル	1,893	6.2%

注: 利用率は各国の対米輸出総額で割って算出しているが、輸出の中には繊維製品など対象外の品目もあることに留意が必要
資料: 国際貿易委員会資料を基に作成

いる。利用率は 84.5% という高さだ。対米輸出規模が 10 億ドルを超え、GSP の利用率が 5% を超える国は表の通り。GSP 対象国に中国は入っていない。制度更新を求める側は、それによって「中国を利するものではない」という点を主張の補強材料にする向きもある。

米国にとってのセンシティブ品目である繊維製品や一部の鉄鋼製品は GSP 対象外。GSP を用いるメリットは、有機化学品 (29 類)、一般機械 (84 類)、電気機械 (85 類)、プラスチック製品 (39 類)、輸送機器 (87 類) といった適用税率 0~5% 前後の鉱工業製品において大きい。

輸送機器では自動車完成品が GSP 対象外である一方で自動車部品は対象となっており、一般税率 2.5% がゼロとなる。実際、合計 9 億ドル相当の自動車部品が、インド、タイ、ブラジル、トルコなどから輸入されている。ちなみに後発開発途上国にとっては完成車も GSP 対象となるが、まだ実績はない。代表的な GSP 利用例では、他にアンゴラからの原油 (一般税率: 1 バレル当たり 10.5 セント)、南アフリカ共和国からのフェロアロイ (一般税率: 1.4~3.9%)、タイからのエアコン部品 (一般税率: 1.4%)、インドネシアからの合板 (一般税率: 8%) などが、利用額が大きいものとして挙げられる。

9月末までには更新へ

GSP と同様の特惠制度で、特にアフリカ諸国を対象とする制度として、アフリカ成長機会法 (AGOA) がある。9 月末に有効期限を迎えるこの制度が、GSP 更新を促進する上で影響したともいえる。

米政府にとって通商問題の優先順位は、まず大統領貿易促進権限 (TPA) を取得することにあるが、15 年 4 月下旬に同法案が提出されたことから、続いて GSP と AGOA の更新が一つの法案として提出された。この法案は、GSP の次の期限を 17 年末に設定して更新するものとし、失効していた期間も遡及適用する条項を含む。

法案の審議見通しについて、ワシントン DC の議会専門家は「同じ特惠制度なのだから、AGOA が更新されて GSP は失効したままというのは考えにくい。審議は同時並行で進むはず」とみる。仮に AGOA を失効させるとなると、アフリカ軽視との非難を受けかねない。こうしたところから、米議会は切れ目なく更新させると意気込む。

以上 2 点を併せて考えると、AGOA が期限を迎える 15 年 9 月末までには GSP も一緒に更新されるとみてよいのではないかとはいえ GSP/AGOA 法案が単体で審議され成立するのか、それとも TPA 法案に組み込まれて採決されるのかは不明である。TPA 法案に組み込まれる場合、成立は 7 月末の夏季休暇入り前など、より早い時期になるかもしれない。

13 年の GSP 失効時には、上院で更新を阻んだ議員がいたが、14 年末で引退したり 14 年の中間選挙で落選するなどしたため、更新法案が提出された現段階では、いわゆる抵抗勢力は見当たらない。

オバマ政権の裁定によって GSP 対象国から外されているのは、ロシア、アルゼンチン、バングラデシュの 3 カ国で、このステータスは GSP 更新とは関わりなく続く見込みである。名目上は「十分に経済的に発展している」として 14 年 5 月に GSP 卒業とされたロシアについては、ウクライナ情勢をめぐって欧米諸国と対立するさなかの発表であり、ワシントン DC の議会専門家は「制裁の意味合いが強いことは明らか」と論評している。アルゼンチンについては、米投資家に対する保護措置の不履行を理由として、12 年 3 月に GSP の資格停止となった。バングラデシュについては、縫製工場の崩壊に見られる労働者保護上の懸念を理由に 13 年 7 月から資格停止となっており、現在、米政府と交わした改善行動計画を実行中だ。

JS